

第9回 足場からの墜落防止措置に関する調査研究会

平成19年12月25日（火）13：00～14：40

（社）日本ボイラ協会 2階 講習室

事務局 定刻になりましたので、三浦座長、よろしく申し上げます。

三浦座長 25日という押し迫った時期の第9回でございます。予定時間は1時から3時ということですので、ご協力のほどお願いいたします。

前回の研究会で、小野委員から足場からの墜落実験の記録についてお話がありました。前回はビデオの準備ができなかったこともあり持ち越しまして、議事に先立ってビデオ資料を研究会での参考として上映したいと思います。時間は5分程度だとお伺いしています。こちらの人が移動しろということですか。

事務局 見えるように移動していただければと。

三浦座長 邪魔になるということですね。(笑)

事務局 すみません。では、ビデオを上映してください。

(ビデオ上映)

三浦座長 人形とわかっていてもあまり気持ちのいいものではありませんが、ご意見のある方、ご感想でも結構ですが、いかがですか。小野委員、何かつけ加えることはありませんか。

小野委員 ただいまビデオを上映させていただきましたが、「足場からの墜落・転落防止措置に関する公開検証実験記録」というドキュメンテーション、もう一つそれに関係して「足場におけるメッシュシートの墜落防止機材性能検証実験」のドキュメンテーション、それから「国際基準に関する資料」の三つの書類をつけました。私の意見としては、4枚にまとめたものを出しています。「小野委員提出資料」という形のものであります。以上です。

三浦座長 それでは、第9回研究会を開催いたします。最初に、資料確認を事務局からお願いいたします。

事務局 まず、座席表があります。次のページが議事次第です。No.9-1が「第7回足場からの墜落防止に関する調査研究会速記録」。次のNo.9-2が「第7回足場からの墜落防止措置に調査研究会議事録概要」。No.9-3が「第8回足場からの墜落防止に関する調査研究会速記録」。No.9-4が「第8回足場からの墜落防止措置に関する研究会議事録概要(案)」。No.9-5が「足場からの墜落災害(死亡災害)の分析(平成14年～平成18年)」。No.9-6が「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」。No.9-7が「足場組立工法のあり方についての考え方」。No.9-8が「足場の安全点検を充実する考え方」。以上です。不足している方はいらっしゃらないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第9回足場からの墜落防止措置に関する調査研究会を始めたいと思います。前々回の第7回研究会におけるテープ起こしの速記録、議事録概要につきましては、ちょっと配付がおくれましたが、皆さんの修正意見に基づいて、本日、資料No.9-1、No.9-2のとおりに取りまとめています。

また、第8回研究会の各委員のご発言については事前に一度お配りして意見をいただいておりますが、それらをNo.9-3あるいは議事録概要(案)を資料No.9-4のとおりにまとめました。資料No.9-3及びNo.9-4について読み上げは省略させていただきますが、何かお

気づきの点がありましたら後日事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

本日は検討内容が多々ありますので、迅速な議事の進行にぜひともご協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますので、三浦座長、よろしく申し上げます。

三浦座長 「後日事務局まで」の後日のデッドラインはお正月を挟んで、年明けいつごろまでをお考えですか。

事務局 1月4日までですと1日しかないので、1月11日までに第8回議事録概要(案)について再度ご意見がありましたらよろしく申し上げます。

三浦座長 よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思いますので、ご協力のほどお願いします。2番目(の議題)ですが、「足場からの墜落防止措置の充実について」ということで、資料 No.9-5、数字がいっぱいについている資料です。前回いただいた資料と同じだと聞いていますが、それを見やすいように5年分一括整理したものがついてます。これについて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 資料 No.9-5 をごらんください。足場の墜落災害(死亡災害)の分析をしたものを前回お示ししています。前回分につきましては平成14年から18年までの過去5年分を暦年で集計したものをお示ししていましたが、それを5年分集計したものが本日お手元にお配りしている資料です。

まず、(1)として建設業における死亡災害発生状況ですが、平成18年から過去5年を合計しますと2754名となっています。このうち墜落災害につきましては1123人(40.8%)、墜落災害のうち足場から墜落した災害は217人(19.3%)を占めています。また、足場からの墜落災害のうち鉄骨鉄筋コンクリート造工事におきましては67人、木造家屋建築工事におきましては39人となっています。

上で示しました足場からの墜落災害217人の内訳を示したものが(2)より下です。①足場の種類のわく組足場83人(38.2%)、単管足場67人(30.9%)、移動足場18人(8.3%)、その他の足場が49人(22.6%)となっています。

また、これを②作業の種類別に見てみますと、作業中が96人(44.2%)、足場の組立・解体中が82人(37.8%)、移動中が26人(12.0%)、昇降中が13人(6.0%)となっています。

次に、この217件の③墜落の原因について分析したところ、手すり等なし、安全帯使用なしが134人(61.8%)、全体の約3分の2を占めているところです。この内訳としましては作業中の者が54人、足場の組立・解体中が60人、移動中の者が14人、昇降中が6人となっています。

一方で、手すり等ありの場合につきましては合計で68人(31.3%)、約3分の1となっています。この内訳におきまして交差筋交いから(交差筋交いの下部のすき間から墜落等)が合計で25人となっています。また、単管足場で単管手すりから(手すりの下から墜落等)

が 18 人となっています。このうち木造家屋等低層住宅建築工事に係る災害が 8 人となっています。不安全行動・無理な姿勢を原因として発生した災害が 25 人となっています。

また、手すり等の有無にかかわらず、他の要因によって発生した者が 15 人となっています。以上でございます。

三浦座長 これについて特にご質問はありませんか。

中部委員 木建のほうですけれども、内訳が 8 人になっています。私が調べたところ、手すりの中さんがなくて間から落ちて死亡した者が 1 人で、あとは不明になっています。手すりの下から墜落ということで 18 人になっていますが、木建が 8 人というのは解せないと思います。

事務局 それについてご説明します。木造家屋等低層住宅ですから、木造だけでなく低層住宅も入っています。

それから、データですけれども、これはすべて監督署が行った災害調査復命書に基づいていますので、恐らく中部委員とか各委員が把握された速報とか、例えば中災防（中央労働災害防止協会）等に出ている災害事例とか、中身は若干異なるかもしれませんが、一応これが正しいデータだと思っています。

中部委員 住宅以外のものもあるということですね。

事務局 低層住宅ですね。ですから、木造だけではなくて、10 メートル以下の鉄筋コンクリートも住宅に入っています。

中部委員 木造だけではなくということですね。わかりました。

三浦座長 よろしいですか。ないようでしたら、先へ進ませていただきます。

次は、本研究会で三つの課題を踏まえて整理をしたいと思います。「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」、もう一つは「足場組立工法のあり方」、3 点目は「足場の安全点検を充実する考え方」という 3 区分です。その 1 番として「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」について、一つずつご討議いただきたいと思います。

資料 No. 9-6 を見ていただきたいと思います。横長の資料です。よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、No. 9-6、No. 9-7、No. 9-8 を事務局から一括して説明させていただきます。議論のほうは座長から一つずつしていただくということで、お願いしたいと思います。

今回お示しした三つの資料ですけれども、随分前の 8 月 1 日に開かれました第 5 回の研究会で議論の内容をまとめて、事務局としての今後の方針という形で示したものを、その後の実験とかヒアリングとか皆さん方の議論等を踏まえて必要な箇所を修正して提出したものです。特に No. 9-6 は一部変わっていますが、No. 9-7、No. 9-8 は第 5 回提出資料と内容的には同一でございます。

まず、No. 9-6 からご説明したいと思います。「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」ですけれども、具体的な措置のあり方について事務局案を説明したいと思います。事務局

案の考え方としまして、規制を新たにつくり変えるに当たって大きな視点が二つあります。1点目が国際的に遜色のない基準とすること、2点目が災害の発生状況を踏まえた対策の充実を図ることです。この2点から考えています。

1点目の国際的に遜色のない基準とするのですが、国際的な足場について見ますと、欧米では確かに二段手すり、幅木がスタンダードになっているわけですが、その規制のあり方を詳しく見てみますと、足場については、手すり、中さんは墜落防止措置として位置づけられています。また、幅木につきましては、物体の落下防止措置として位置づけられていることがはっきりしています。

したがって、我が国においても規制に当たってはこの考え方を入れまして、物体の落下防止措置としての幅木につきましては、点線から来まして、一般則としての規定はあるわけです。現在、防網とかネットがありますけれども、それに加えて幅木、メッシュシートについても物体の落下防止措置の一つとして省令上明確にしたいと思っています。

なお、ここで「省令上明確にする」と書いてありますのは、省令改正も一つの選択肢でありますけれども、解釈例規を示すとか、いろいろな規則制定上の技術的な問題がありますので、必ずしも省令を改正するというわけではございません。

2点目の災害の発生状況ですけれども、先ほどの資料でも説明したとおり、建設業全体で過去5年間に2754名の方が亡くなっているわけですが、そのうち墜落災害が1123名、足場からの墜落災害が217名です。この217名のうち、手すりが設けられていたにもかかわらず足場から墜落した災害が68件あるわけです。

この68件のうち本人の不安全行動、例えばわく組足場の交差筋交いを外側からよじ登ったりという25人を除いた33名の内訳を見ますと、単管足場で単管手すりがあったにもかかわらずその下から墜落したのが18件、わく組足場で交差筋交いを設けていたにもかかわらず交差筋交いと作業床のすき間の三角部分から落ちたのが25件という数字があります。

なお、この18件、25件につきましては、単管足場で二段手すりの事例は1件もありません。ただ、1件だけは手すりの高さが180センチ、中さんの高さが80センチで下から落ちたものがありますが、中さんの高さが80センチですから、ここに書いてある手すりの下からの墜落、中さんがなかったのと同様のものだと思っています。

交差筋交いからの墜落は、すべて下の三角形と作業床の間からの墜落です。

こういった災害事例、状況を踏まえまして、3番目の充実の方向ですけれども、労働者の墜落防止措置としましては、単管足場は手すりの高さを85センチにするとともに中さんの設置が必要ではないかということで義務づけを考えています。

わく組足場につきましては、交差筋交いと作業床の間から落ちている災害が多くありますので、交差筋交いの下に中さんの設置を義務づけることを考えています。

なお、これまでの第5回案はわく組足場にメッシュシート、単管手すりにメッシュシートも選択肢の一つにしていたわけですが、メッシュシートに係る墜落防止の実験等を行った結果、最低基準とするにはメッシュシートの張り方等もかなり技術的に難しい

面があります。(墜落を)防ぐためにはやはり中さん、わく組足場については下さんを義務づけて、なおかつ幅木とかメッシュシートは本来は物体の落下防止措置の機材ですけれども、今回の実験で墜落防止機能がはっきりしたわけですから、これをさらに追加して設置するよう指導勧奨するという構成にしてはどうかというのが資料 No. 9-6 です。

続きまして No. 9-7 の「足場組立工法のあり方についての考え方」ですが、これは第5回に示した案と同様です。多くの意見を聞いた結果、「手すり先行工法に関するガイドライン」の法制化は行いませんけれども、次のように手すり先行工法の普及・定着を図るということです。

1 番目が、「手すり先行工法に関するガイドライン」の改正です。先ほど申しました No. 9-6 の改正を行った場合、それに合わせて必要最小限のガイドラインの一部を見直し改正するものです。

2 番目が、現在、建設業労働災害防止協会に委託している「手すり先行工法安全対策推進事業」というものがありますが、これを充実・拡大して対象をふやします。手すり先行工法の民間工事での採用を促進するものです。

それから、資料 No. 9-8 ですが、「足場の安全点検を充実する考え方」です。これも第5回と同様です。足場の安全を確保するためには、点検が必要不可欠です。足場の点検結果を記録し保存することは、足場の点検を確実に実施する意味でも有効な措置ですので、今後は足場の組立・変更時の点検を充実することとあわせて、作業開始前の点検を義務づけるものでございます。

1 番目の足場の組立・変更時点検の充実です。現在の法令では、事業者または注文者（元請）に点検を足場の組立・変更時に義務づけていますけれども、これにつきましては引き続き事業者または注文者に義務づけます。

2 番目のポツは、現行法令では足場の点検結果の記録の義務づけはありませんけれども、今後は足場を解体するまでの間、記録して保存することを義務づけるものです。

3 番目のポツは、点検の実施者については、ヒアリング等を行った結果、作業主任者が望ましいという意見が大勢を占めていました。足場の組立等作業主任者であって、かつ足場の点検について十分な知識・経験を有する者を指名することが望ましい旨を指導するものです。

4 番目のポツは、点検に当たってはチェックリストを示し、それを活用して点検するよう指導するというものです。

2 番目の作業開始前点検の義務化です。現行法令ではこういった規定はありませんけれども、今後、足場における作業を行うときには、作業を行う足場の部分について、作業開始前に手すり等の取り外し及び脱落の有無を点検して、異常を認めたときは直ちに補修することを義務づけるものです。

作業開始前点検につきましてはいろいろな作業場所があり、特に造船等、作業主任者がすべてを見ることは不可能ですので、足場を使用する労働者の責任者の中から例えば職長

等を指名するよう指導するというものでございます。

以上、第5回に示した案と若干異なった点と同じ点も含めて、この3点についてご説明しました。座長、よろしく願いいたします。

三浦座長 ご説明いただいた以上3点ですが、一つずつご意見をちょうだいしていきたいと思います。

まず、「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」です。ご意見はございませんでしょうか。

前川（邦） 先日の実験結果では、メッシュシートは墜落防止に有効であると。また、資料No.9-6の最後に「墜落防止機能が期待できる」とまで書いてあるのですが、最終的なわく組（足場）の中では「下さんの設置を義務づける」というだけで、メッシュシートもよろしいというような記述になっていません。これは何か理由があるのでしょうか。

事務局 先ほどもちょっと触れましたけれども、わく組足場の三角形の部分からの墜落が1割以上占めていることもあります。下さんを設ければそういう災害は防げただろうと。災害事例の中で下さんを設けていたにもかかわらず墜落したというのはないので、下さんはかなり有効であろうと思います。

メッシュシートについても、実験で墜落防止機能があることがはっきりしました。ただ、そのときの我々の実験で一つ申し上げたいのは、仮設工業会認定品のメッシュシートを仮設工業会が示す認定基準どおりに設置して、しかも足場板を堅枠（たてわく）に最もくっつけて、可能な限り理想的な状態で実験を行ったわけです。果たしてすべての現場でこういう状況での設置が可能かどうかを検討した場合に、はとめを全部結ぶとか水平材を入れるとか、なかなか難しいのではないかという点が一つあります。

やはり選択肢の一つとしても、それを最低基準として示すことが適当なのかどうかという議論もありまして、今回は最低基準の中から外しています。

堺委員 資料No.9-8の点検の問題ですけれども……

三浦座長 No.9-6のほうですね。

堺委員 ここで物体の落下防止として幅木、メッシュシートということを改めて書いているのですけれども、先ほどの説明では省令改正ではないと。解釈例規等で示すということですが、もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

事務局 現在は一般則で足場からの物体落下防止措置ではなくて、すべてのところからの物体落下防止措置という規定があり、そこでは防網などを例示しているわけです。

堺委員 安全ネットですか。

事務局 そうです。いわゆる水平ネットで、今はああいうものをしていますが、やはり幅木とかメッシュシートも意味がありますので、それを明確にしたいと。省令そのものを変えるのか解釈例規を示すのかはあくまでも法律をつくる側の技術的な事項ですので、そのいずれかになるというふうにご理解いただきたいと思います。

堺委員 もう一点、単管足場の手すり、中さんの設置を義務づけるというところで、前

から申し出ていましたように、造船はまだ材料的なものでロープを使ったりしていますので、改めて法制化をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 それはそのとおりにする予定でございます。

中部委員 住団連（住宅生産団体連合）ですけれども、中小の工務店さんが中さんをつけた場合に一番心配されるのは、はしごのかわりに上がったりおりたりして、そこから災害が発生する可能性があるのではないかとということが考えられます。

事務局 そこはまさに不安全行動であるわけで、そういったことがないように事業者で教育していく必要がありますし、もちろん不安全行動がないように行政としても監督・指導に努めていきたいと考えています。

中部委員 いま教育の話が出ましたけれども、むしろ作業者の雇い入れ教育を充実させるほうがメリットはあるのではないかと住宅部門では考えています。

事務局 おっしゃるとおり教育面の充実も一つの課題として受けとめまして、今後、行政としてそういうことについても検討の一つに加えていきたいと考えています。

菅原委員 全国建設業協会ですが、従来まで何回か議論してきたのですが、メッシュシートの使用について、我々は実験結果の現物も見てきたのですが、その効果は十分期待できるということで、中さん、下さん、幅木はメッシュシートで代用できるのではないかと考えています。

その中で、先ほど事務局の方がおっしゃいましたが、シートの張り方には個人的要素というか、能力の統一がとれない、一律ではない作業形態が多分に含まれるかと思えます。それをカバーするためには、今回提示のある中さん、下さんの設置もやむを得ないと思っています。

ただ、お願いしたいのは、この施行に当たり十分な経過措置を配慮願いたいと思います。以上です。

三浦座長 省令の施行に当たっての経過措置をというご意見があったのですが、どのようにお考えになっていますか。

事務局 これにつきましてはやはり資材の関係もありますので、ある一定の経過措置は当然置きたいと考えています。どれぐらい必要かというのは、今後検討していきたいと思っています。

野中委員 土工協（日本土木工業協会）の意見です。土工協は基本的には筋交いとメッシュシートで墜落防止は十分できると考えていますけれども、災害事例等からすき間から落ちる可能性もあるということで、この原案については賛成します。

ただ、先ほど別の委員からもありましたけれども、施行に当たっては少し猶予期間をお願いしたいと思っています。以上です。

三浦座長 やはり経過措置が必要だということですが、今のご返事はあいまいな形で、ある期間をとる程度です。難しいところだと思いますが、省令改正は通常どのぐらい時間を置いているのですか。

事務局 ケース・バイ・ケースだと思います。製品の流通量や現状を総合的に勘案してということですが、通常は1～2年ぐらいだと思います。

三浦座長 ということですが。

平野委員 いま業界関係団体の皆さんから経過措置のお話が出たわけですが、本研究会の結論または取りまとめに基づいて今後省令改正が行われるとしても、例えば経過措置をどうするかとか、どの辺まで設けるかとか、どの部分に経過措置をつけるかという点は労働政策審議会などの審議会あるいは分科会の場で議論されるべき話で、この研究会で経過措置は何年とかということまではあまり議論すべきではないのではないかと。

ただ、そういう要望があったということは当然残されるべきだと思いますけれども。

三浦座長 そういう経過措置ということがお二方から出ていますので……。

大槻委員 意見として残したいということなので、意見として聞いていただきたいのですが、業界側は謙虚に経過措置と（言われました）。単純に言って、今年6月の確認申請の厳格化で日本経済を2～3%下げってしまったというのは、役所と業界すべてに準備期間がなかったと。そういったことの再来をしないためにも、通常は1年というお話も聞きましたけれども、足場の管理をつくることと、使う側が本当に率先してやれるぐらいまで認識が上がるかという点、こちらの皆さんは謙虚でしたが、はっきり言わせてもらえば例えば10年というのは無理にしても、こういう意見があったということの一つつけ加えていただかないと、帰りに中部さんからひっぱたかれますので。（笑）

三浦座長 10年というのはあまりにも長過ぎると思いますが、平野課長がおっしゃっており、ここで決まるべき筋合いの話ではありません。物事にはいろいろ準備もあるだろうから……。これからこの問題はまたさらに上の審議会等にかかっていくものでしょうから、研究会の中の意見として例えばこういう方向に進んだにしても、準備の期間は必要であるということは報告書の中に生かせるようにしていただきたいと思います。

反対だという意見があらうかと思うのですが、メーカー側のご意見はいかがですか。ございませんか。鈴木委員、いかがでしょうか。

鈴木委員 前回までメッシュシートが主役になり過ぎていたという個人的な感想があります。今回、事務局のほうからこういう案を示されて、もちろん現場サイドのいろいろなお協力、ご理解を得てという条件はつくと思いますが、極めて真っ当な方向ではないかと思っています。

三浦座長 小野委員、いかがでしょう。

小野委員 私はメーカーという立場ではありません。足場業を営む広範囲にわたって意見を申し上げます。先ほどDVDを映させてもらいました。それに関する資料、国際基準に関する資料もあわせて採用していただきたいと思います。

まず、No.9-6「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」の中の手すり、中さん、幅木の件について申し上げたいと思います。先ほどの映像にもあるように、わく組足場においては交差筋交いの上のすき間から実際に落ちているビデオもありました。それは常時ある

と思います。常時という意味は、今後とも影響するのですが、手すりがあっても（墜落して）死亡した者が43名と言っていますけれども、これは死亡の数であって、負傷して4日以上の休業災害を受けた人は多分これの40～50倍に匹敵する数が出ているはずです。そうすると、40×50でも2000名内外が5年間にこのハード面に関係していると思います。そういうとらえ方をしないといけないと思います。

前回の会議で死亡した事故原因の解明記録の書類が出されましたが、それは死んだ人ばかりで、その40～50倍に当たる負傷者のものも出してもらわなければ納得できません。そういう意味で、数のことを頭に置いて今後も論議していかなければいけないと思います。

ですから、わく組足場で交差筋交いの上のすき間からも落ちますと。例えばあれの間隔は1メートル800ですから、交差筋交いの交点をその真ん中としても900で、900のすき間の間で上さんの手すりがない状態であるわけです。何かの拍子でビデオのようにぱっと行ってしまったら落ちてしまいます。上さんも中さんもない状態です。それが一つです。ですから、わく組足場においては交差筋交いを手すりともみなすことには大反対です。上さんと中さんをちゃんとつけてもらわなければ困ります。

しかも、映像にあったように、下さんの下からも落ちこちます。転倒した場合は下から滑りますから、それをとめるにはやはりつま先板ですということです。これも映像にありましたし、記録書にも載っています。

単管足場についても一緒です。二段手すりをつま先板がなければ絶対に（落ちます）。事故を撲滅するという形で行くならば、いま物理的・科学的にはっきりしていることはやっぱり措置しなければいけないと思います。

それから、「国際的に遜色のない基準とする」とうたっていますが、国際比較の面でも見ていただきたいのです。これは国際基準に関する資料です。CENですね。ヨーロッパの基準、あるいはドイツ、イギリス、フランスの基準でも、二段手すりをつま先板が人の墜落を防止する機材であるということで規定しています。これをよくわかっていただきたいと思います。遜色のない基準というならばそういうことです。

メッシュシートなどについては、物の飛来・落下防止ということで別な章でうたっています。今の章は、人の墜落防止ということで二段手すりをつま先板をはっきりうたっているということです。

メッシュシートで防げるというのは、先ほどのビデオの映像にあるように、取付け方にもいろいろ問題があるでしょうけれども、「足場におけるメッシュシートの墜落防止機材性能検証実験」というドキュメンテーションの最後の15、16ページに出ていますけれども、メッシュシートをどういふぐあいに張ればどういふたわみが出ますよということです。これに基づいてやりました。それから、これは足場板を堅枠のメッシュシート側に目いっぱい寄せて、最も落ちにくい状態で実験を全部やった記録です。そういうこともご理解いただきたいと思います。

ですから、メッシュシートで防げるとか、そういうあいまいなことは絶対……。効果が

ゼロだとは言っていないですが、墜落が防げないことははっきりしているということです。以上です。

三浦座長 関山委員、ご意見はありませんか。なければいいのですが。

関山委員 小野委員の言うとおりでと思います。

三浦座長 今日がほぼ最後の研究会です。もう一回あるでしょうか。行政の委員の方、ご意見がありましたら承っておきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

学識経験者の方の中で、何かご意見はありませんか。

高橋（元）委員 メッシュシートの実験結果を見ていたわけですが、その結果、いろいろな条件がついて、行政のほうから、中小企業を含めてこれを実現するのはなかなか難しいというお立場に立たれたということならば、確かにメッシュシートの主体は飛来・落下防止です。ただし、墜落防止にもかなり効果を発揮できることは、ある意味で非常に理屈的に合っているという感じはします。

要は、単管手すり、交差筋交い、不安全行動・無理な姿勢のように分けて5年間の死亡災害がここに出ているわけですが、特にメッシュシートが不安全行動・無理な姿勢を防止するのに役立つというふうに考えれば、それぞれに中さんなり下さんを設けることによって、この三つの部分をかなりクリアできると考えられるのではないかと思います。

したがって、資料9-6は極めて理論的で理屈にかなっていませんし、死亡災害を防止するという意味では極めて有効ではないかと考えています。

中部委員 住団連としての方針は、中さんを設置することは中から落ちることに対しては有効かもしれませんが、過去5年間で8件ということが先ほどありました。費用対効果の面からすると、年間約45万棟の住宅が建っているわけですが、そのコストは大体5万円前後です。重量が上がるのでトラック便がふえると、足場の中さんをかけるものとばらすものの費用ということからすると5万円前後かかるわけです。そうすると45万棟ありますから、5年間で1125億のコストが全体的にかかってきます。

それを逆に考えますと、教育の費用であるとかリスクアセスメントというソフトの部分でやったほうが、費用対効果の面からすると効果が高いのではないかと。要は、災害を撲滅する費用に充てられると思います。住団連としてはいまそういう方向に進んでいます。

中さんを入れるということはお客様に対してその分費用がかかって、お客様のほうの品質がよくなるとか仕上げが上がっていくというメリットがあるかということ、ないわけです。職人さんの教育にもっとお金をかけたいと考えています。

三浦座長 というご意見もございます。私としては、安全コストは最終的にエンドユーザーが負担すべきものだと常々考えていますので、最終的に物品を購入する側が負担すべき問題です。そういう見方もありますということをお話ししておきたいと思います。

時間も限りがありますので、その次のテーマの資料9-7「足場組立工法のあり方についての考え方」です。

ちょっと待ってください。資料9-6に戻りまして、「物体の落下防止」の物体を人体と読

みかえたらどうですか。だめですか。なぜそういうことを言うかということ、物体は「この二つ（幅木、メッシュシート）については、落下防止措置の一つとして省令上明確にする」とあります。同じように左下の括弧で書いてありますが、「この二つ（幅木、メッシュシート）については、墜落防止機能が期待できることから、その設置を指導勧奨する」とあります。

片一方は省令上明確にし、人間の場合は指導すると。物体の場合は省令で決めて、人体の場合は指導勧奨するという形をとると、矛盾が出てきてしまうのではないかということをもふと考えました。これをどのように整理するのか、今すぐ整理しろといっても無理でしょうから、ひとつお考えおきいただきたいと思います。

それでは、資料 9-7「足場組立工法のあり方についての考え方」です。難しいですね。ご説明をお願いいたします。

事務局 先ほど説明したとおりでございます。

三浦座長 全部やってしまったんですね。——ご意見をいただきます。ございませんでしょうか。

ポイントは二つですね。「手すり先行工法に関するガイドライン」を改正しようとして、墜落防止措置の改正に合わせてガイドラインの一部を改正しますと。

「手すり先行工法安全対策推進事業」は今までもやってきたことですが、それをさらに充実・拡大いたしますということでもいいですね。

事務局 はい。

三浦座長 どのぐらいの事業費をお考えですか。1000 億ぐらい、違いましたか。(笑) 1 億円ですか。

事務局 はい、約 1 億円です。

三浦座長 1 億というと、1 件に一つぐらいはできますということでしたか。

事務局 現行は、大体 1 件に一つぐらいです。予算の関係がありますので具体的にはまだわかりませんが、これを拡大したいと考えています。

三浦座長 ちょうど昨日あたり予算が決まったようですが、そういう事業を充実・拡大しますという 2 点です。ご意見はないでしょうか。

小野委員 私からの意見としては、手すり先行工法を早急に義務化すべきであるということを見解書の中で述べています。資料 9-5 から、足場の組立・解体中に 60 名が亡くなっています。これも手すり先行工法に関係あるようです。

「手すり先行工法に関するガイドライン」では、働きやすい安心感のある足場として、足場の使用中に対しても配慮しています。組立、解体、使用中の全部を包含しています。足場の組立工法のあり方についての考え方は組立、解体という部分だけではなくて、ガイドラインでは使用する人に対しても配慮したものになっているはずですが、その辺は明確にしてもらわなければいけません。

手すりがある状態で組立・解体しなさいとなっていて、なおかつ働きやすい安心感のあ

る足場に下さいと。それには使用者にとってのものも入っているわけです。改善措置機材云々というのは働きやすい安心感のある足場で、しかもこれは「手すり先行工法に関するガイドライン」に入っているということです。ですから、組立工法に限るものではないと理解したいと思います。

厚労省がこのガイドラインを出されて、もう5年経過しているわけです。これについて予算措置もかなり行いながら、社会に普及させようとしてこられました。同じく国交省も、事故防止重点対策で5年経過しています。その結果、フォローアップ調査なども行い、過去の経過も踏まえながら効果があると判断して仕様書に盛り込まれました。そういうことも踏まえて、「手すり先行工法に関するガイドラインは」早急に法制化すべきだと思います。

ガイドラインの中では「10メートル未満の木建住宅は除く」とありますが、それも絶対に入れるべきだと思います。

単管足場についてもそうですが、手すりの高さ云々と言われた場合、わく組足場だけではなくてくさび緊結式足場についてもこの会議で論ぜられました。今くさび緊結式足場は全部システム足場になっていまして、これも手すり先行式でどんどんやられているということです。ですから、わく組足場に限らず、くさび緊結式足場についても手すり先行工法を採用しなければいけないと思います。そういう時期がとっくに来ていると思います。以上です。

三浦座長 国交省のほうでもう既に仕様書というお話がありましたが、共通仕様書になっているんですね。そういう状況から考えたときに、厚生労働省のほうで「法制化は行わない」と言っても一向に差し支えありませんというお考えでしょうか。何かお考えがありましたらお聞かせいただけますか。

平野委員 国交省さんのほうで発注条件として共通仕様書に書かれたということは、発注条件としてそういうふう決められたということと、労働安全衛生法上、最低の基準として、原則としてこの方法でやらないとそこの建設業者に罰則がかかりますということとは全く別な話だと考えています。

三浦座長 国交省のほうで何かご意見がありましたらお聞かせください。

前川（秀）委員（代理） いま厚労省の課長さんからあったとおりですけれども、国交省の場合、発注の条件として当然それなりの費用を見て、公共事業についてはそういうことでやっていただいているわけです。

この会議でも当初議論があったのかもしれませんが、民間の普通の工事に対しては我々のほうで見ることはないし、法令化されればそういったところに影響が当然出てくるわけです。国の発注については、以前から特記仕様書でうたっています。今回、共通仕様書ということで改定しましたがけれども、法令化されても私どもは既に見ている話ですから、公共事業については大きな変化はないということです。

三浦座長 国側で発注する物件については、安全コストは税金で見ますという考え方ですね。安全コストをだれが見るかということで先ほどお話ししましたが、最終的にはエン

ドユーザーだというのが私の考え方です。国交省の場合は、国が責任を持って物事をつくる上で、事故が起きないように安全コストは発注者側、つまり国が見ますということが明確になってきているわけでございます。

小野委員の意見を含めて、これまた甲論、乙論が出てきているわけです。これにつきましてほかにご意見はありませんか。よろしゅうございますか。

それでは、資料 9-8 です。点検をしっかりとやりましょうという物の考え方、つまりこれから事務方は今までの意見を一生懸命整理して、報告書の形に取りまとめていかなければなりません。そのためには一つの筋が通っていなければいけないということで、考え方が出てきているわけです。

この軸に沿っていろいろな意見があったということですが、その3本目として「足場の安全点検を充実する考え方」ということで二つに分かれています。まず点検時期を充実しましょう、もう一つは点検を義務化しましょうという2点です。ご意見をいただきます。

堺委員 1番の足場の組立・変更時点検の充実の変更の内容をお示しいただきたい。それから、解体までの間の記録の保存はわかりますが、点検する内容というか項目をどこまで考えておられるのか。はたまたこの内容については規則を改正するのか、省令、通達で行くのか。そこら辺をご説明いただきたいと思います。

事務局 点検の内容につきましては現行規定どおりですけれども、大きな変更点は2番目のポツにありますように、記録保存がありませんのでこれを義務化したいと。義務化するに当たっては、当然省令改正等の措置が必要になると思います。「記録を保存する」という文言は現行規定にはありませんので、規則上發揮させないといけないと思います。

三浦座長 ご理解いただけましたか。

堺委員 わかりました。

三浦座長 ほかにご意見はありますでしょうか。非常に重要な部分だと思っています。

中部委員 1の2（1の二つ目のポツ）の記録保存は何年間やるのですか。

事務局 解体までです。

中部委員 解体までの記録保存だけで、それ以降は記録を処理してよろしいのですか。住宅の場合は大体2カ月、速いところはユニットなど1カ月ででき上がります。この辺の記録を保存するといっても、ゼネコンさんのビルとは違って速いものですから、どういうふうに細かくチェックできるかということが心配です。

事務局 それは今までの議論のとおりでございまして、ここに書いてあるとおりです。

中部委員 わかりました。

三浦座長 今のお話は1番目のパラグラフの二つ目で、後ろのほうに「足場の解体までの間、記録し保存する」ということです。その辺で異論はありませんか。

関山委員 組立・解体となっていますけれども、その範囲からもう一つ大事なことは安全の品質管理で、この辺まで入っているのかどうかということです。この辺も検討する余地があるのではなからうかと思えます。安全な品質のものが出荷されているのかどうか、

その辺も同時に検討しているかどうかです。

三浦座長 品質管理記録ということですが、いかがですか。

関山 解体とともに品質管理をどのように考えているかと。

事務局 現行規定、労働安全衛生規則の 567 条という規定ですけれども、これにつきましては例えば（１）床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態、（２）建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態といった項目が 8 項目ぐらい並んでいまして、足場としての品質は当然チェックすることになっています。

三浦座長 今のお話で当然入っていますよということですが、よろしゅうございますか。

「十分な知識及び経験を有する者」というのも非常に難しいのです。こういうものの定義があるのですか。

事務局 現在の段階では、定義等はまだ定めておりません。

三浦座長 そこがいつも問題になりがちところで、あとでトラブルのもとになるようです。私はそんなに遠くない将来に日本は訴訟社会に突入するであろうと考えています。司法制度も変わって、裁判制度も変わって、法律を教える大学の教育カリキュラムも変わって、弁護士がどんどんふえてきて、「アメリカのような」とつけ加えてもいいのですが、訴訟社会が来るときに我々はどちらかというとなれていないわけです。あいまいな部分を残しておく、そこが致命傷になってくることにこれから十分配慮しなければならないだろうと思います。

これは行政側のほうでこれからしっかり見ていかれるだろうと思いますが、「十分な知識及び経験を有する者」というのはどういう人なのかということも行く行くはしっかり詰めておくべきだと思います。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

小野委員 足場の安全点検については私の意見書でも述べさせてもらっていて、それに関する資料もつけさせていただいています。

まず 1 番ですが、点検結果の記録の保存についてです。一つの現場で足場の組立・解体が繰り返されています。ですから、1 回で現場が終わることはないのです。

三浦座長 どこを見ておられるのですか。

小野委員 資料 No.9-8 です。1 番の記録の保存について、「足場の解体までの間、記録し保存することを義務づける」と書いてあります。これについては、少なくとも当該工事が完了するまでは最低保存しなければいけないと思います。事故が起きれば、工事が完了していても残しておくべきだと思います。足場の解体と同時に点検書はいらないということでは決してないと思います。あらゆるトレーサビリティでこれは非常に有効に活用できると思います。

EU 3 カ国でも、点検の件はかなり厳しくやっています。例えばイギリスでは点検の報告書で、記録の保存については現場の作業管理までは保管しなければいけない、その後完了した 3 カ月間は転写で保管しなければならないと、そこまで細かく規定しています。こ

れも資料に添付しています。

同じく資料 No.9-8 の 2 番のところで、作業開始前点検の義務化とあります。この中で「職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名するよう指導する」と。あるいは、その前段で「足場の組立等作業主任者であって、足場の点検について十分な知識及び経験を有する者を指名することが望ましい旨指導する」と。指導とかこういうあいまいなことでは現実問題として世の中は機能していきません。はっきりした形で義務化をしなければ機能しないと思います。「十分な知識及び経験を有する者」というのはどうやって担保するのかということです。これについて、外国の場合は「資格」という言葉を使っています。点検の資格のある者にさせなさいとうたっています。

「職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名する」というのは、使った人、組んだ人、あるいは使う人がみずからやりなさいということではだめだと思います。直接的に組立・解体をする人以外、直接足場を使用する人以外の第三者の立場でなければいけないということです。ということは、有資格の第三者によるチェックリストに基づく安全点検を義務化しなければいけないということに帰結します。

EUの代表的なフランス、ドイツ、イギリスにおいても、この辺をかなり事細かにうたっています。これは出した添付資料にあります。推奨、勧奨、指導というあいまいな表現では世の中は機能していかないと思います。ですから、これについても「有資格の第三者によるチェックリストに基づく安全点検を義務化しなければいけない」というのが私の意見です。

それから、大槻委員が前にも言われましたけれども、例えば産廃（産業廃棄物）の法律ができましたが、中小零細企業であつてもちゃんと従いますと。それがものすごく私の耳に残っています。同じ国民として、法律に差別はないのです。やることはやらなければだめですと。中小零細だからそこはしょうがない、大変だからできないという考えでは、いつまでたつても事故撲滅はできません。安全と安心は憲法上国民に平等に付されるべきものだと思います。

点検の件ですが、この前も関山委員の意見にありましたけれども、支保工の崩落なども足場から落ちるのです。志保工の場合、点検の問題、特に説明の点検はものすごく大事です。この辺の記録がきちっと残っていればこそ事故説明もできるわけです。それはたくさんあります。そういう意味で、記録の保存も非常に大事だということです。

ましてや志保工から、足場から、全部で 60 種類以上も専門的な機材があるわけです。作業主任者がそれを全部できるとはとても思えません。それなりの能力・知識を有する者ということで、教育を与え、講習をして、試験をやった結果、そういうものに対する専門の資格を与える仕組みでなければ点検はできないということです。以上です。

三浦座長 産廃は法で決まれば中小企業も守りますというのは、私も大変印象に残っています。今度、シートベルトを後部座席まで使用しなければいけなくなります。これも法で決めつけられれば、タクシーに乗るとシートベルト着用になります。やはりどこかで強

制をかけていかないと、事故はなくなっていくのではないかという気がしています。そういう意味で、法制化というのは一つの大きい……。

一方でレギュレーションはだめだ、規制緩和だと。規制緩和が進み過ぎて、とんでもないことがいっぱい起きてしまっています。その間のバランスのとり方だろうと思います。今の時代はどちらかというと規制緩和のほうに目が向いているのですが、やっぱり締め上げるところは締め上げてきちんと規制をかけていかないと、法治国家として成り立たない部分も出てきます。

先ほど訴訟社会が来ますと言ったのは、こういうところもあいまいな言葉で言っていると、お互いに不幸が生まれてくるわけです。行政側としてはこれを省令にするなり通達を出すにしても、そういう社会到来のことをきちんとお考えになった上で詰めていったほうがよろしいかと思います。

例えば記録をいつまで残すというのも、多分、要介助の障害の場合、あるいは死亡の場合で時効があるはずで。訴訟になって証拠を出せといったときに、証拠は既に捨ててありませんと言うのか、私どもは法規にのっとってちゃんとやってきましたという証拠を出すのかですね。訴訟社会になるという前提のもとで話をしていますので、それを行政側でどう受けとめられても結構ですが、文言には十分気をつけて書き込まれたほうがいいと思っています。多分、私と同じ言い方を非常に現実的にお話しされたのが小野委員ではないかと思っています。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

関山委員 法制化とか義務化ということになりますと、意外と足場も事故が多いのですが、仮設の場合、志保工の分野の事故は非常に大きいんです。ですから、まず強度計算書並びに仮設構成図、提案図、あらゆるものが後で事故が起きた場合に大きな一つの問題点になってきます。

今は義務化がされていないので、きちんとしているところは全部残してありますけれども、残さないところは残していない。事故が起きた後の検証という形になりますので、ある意味では大変混乱したり、時には証明できなかつたりする部分があります。

ですから、志保工の場合は強度計算書を初め、仮設設計のある程度の義務化を図るとか、保存を義務づけることをきちんとしておくと、いろいろな事故があった場合の後での検証には非常に役立っていくのではなかろうかと思います。その辺もひとつご一考いただければありがたいと思います。

三浦座長 ありがとうございます。

中部委員 いま先生のほうで義務化というお話があったのですが、教育のほうでいけば雇い入れ教育というのは……。私もあちこちの現場を見てまいりました。中小零細のほうで事故の件数は多いのです。住団連の委員会のメンバーは大手が中心ですから（事故は）あまりなくて、低層においては10分の1ぐらいしかありません。

中小零細は9割あるわけですが、現実的に「雇い入れ教育を徹底しなさい」と中小零細

に言ったところで、ほとんど受けていないのが現実です。また、何時間やりなさいという明確な数字ありません。むしろそういうことを中小零細に徹底しないと、元請がきちんと点検をして、教育をしてといっても……。ここでいくら議論しても、法律を決めても、現実是非常に厳しいのではないかと。実態をよく調査した上でやったほうがいいと思います。

また、こういうことをやることによって、住宅コストは当然上がってきます。今まで1人の現場管理者が5～10棟見ていたのが、このチェックによってできなくなって1人が2～3棟しか見られなくなりますとまたコストが上がりますので、その辺も考慮していただきたいと思います。

三浦座長 というご意見であります。ほかに何かご意見はございませんか。

大槻委員 先ほど来、私の意見が出ていたのですが、あれには猶予期間をとということがあったことを忘れないでいただきたいというのが一つです。いま中部委員が報告されたように、中小の現場は法制化してもまずやらないということで、先ほどの産廃の話はあくまでも直結しているからすぐできると。足場関係は直結していないのかというと、残念ながら住宅現場においては安全、養生については二の次、三の次になっているのが現状だということをお含みおきいただきたいと。

足場の点検云々の法制化についてはお任せするとして、中部委員が言われたように、基本的には工務店としては研修も大事です。先ほど10年という話もしたわけですが、10何万存在する町の工務店で、大手さんの協力会社はそこで研修が終わっているから問題ないのですが、残りの10万近くをまたやっていくというと結構時間がかかるということをお含みおきいただいて、いろいろご検討いただければと（思います）。

それから、厚生労働省の方に先ほどの点検のことで後々整理していただきたいのですが、「足場の作業主任者が十分な知識と経験云々」というくだりの整合性というか、いま我々は大工さんになって4年、5年、6年ぐらいの人に足場の組立等作業主任者（の資格）を取りなさいという話をしています。いま国交省で進めている基幹技能者の中でも、20代前半の人には木建と足場の基幹技能者（の資格）は必ず取ることという形で安全の第一歩を進めているわけです。

ここで言う「十分な知識及び経験」というのは、先ほど小野委員が言われた外国のものを一生懸命見ていると結構それなりに書いてあるので、果たして足場の作業主任者がそれになり得ないのか、なり得るのか、それについては後でまとめていただければということが一つ意見としてあります。以上です。

三浦座長 ありがとうございます。

事務局 資格の件ですけれども、足場の組立等作業主任者というのは労働安全衛生法第14条で規定されている国家資格ですから、これは十分な資格だと思っています。ただ、「（足場の組み立て作業主任者）であって」と書いてあるのはそれだけではなくて、さらに現場でも足場の知識を十分持っている人で、ペーパーだけではだめですよということです。こ

これは今まで議論をいただいています。中には例えば元請の職員も含まれるという議論もありますので、こういうふうに書かせていただいております。

三浦座長 よろしいでしょうか。議論も出尽くしてきたようですが、今日はゆとりがあって若干時間があります。何も時間を費やすことがいいことではないので、ご意見がなければ……。

問題点が浮き彫りになるようなぴしっとした整理が事務局でされて、3点に絞られてきて、甲乙両論いろいろ出てきました。「足場だけでないよ。こういう問題で点検記録をしっかり残すのはむしろ志保工だ」というようなことはちょっと逸脱しますが、非常に重要な意見であります。

国際問題になっているベトナムの橋が落ちたというのは、記録が大変です。日本工営さんはひいひい言っているようですが、やはり記録を残しておくことは、こと生命にかかわる問題であるとすれば、けがの程度に応じてたしか時効があったはずです。その辺もちゃんと踏まえて整合性がとれるような形での記録保存ということで、事故がなければ現場完了で足場を外すと同時に記録は当然不必要になろうかと思えます。事故が起きるあるいは起きるかもしれないということに対しては、それなりの万全の注意をしておいていただきたいと思えます。

申し述べましたように、大変いい議論ができました。資料9-6、9-7、9-8の3枚をベースに、次回までに事務局が報告書（案）を作成することに相なります。これまでの議事録を整理して本日の筋立ての中で書かれるのですが、いろいろな意見があるわけです。

私として考えておいていただきたいという意見は、どうも建築土木関係と造船は違うのではないかという印象です。基本的なところは一つあって、ここから先は造船はこうだよ、建設はこうだよということで、足場についてのスタンスが違うのではないかというのが今まで9回やってきた中の私の印象です。

必須科目はこうだよ、選択科目はこうだよというような区分けがもしもできるのであれば、この際、造船と建設で先に行行って二つに分かれてもいいのかなど。行く行くのことで、今回それを生かしてくれとは申ししていません。そういうこともぜひ考えておいてほしいと。この報告書の中に入れられるのであれば、入れてほしいと思っています。お話を聞いて何か性格が違うという気がしたものですから、つけ加えたいと思えます。

少数意見だからといって、決して無視しないようお願いしたいと思います。甲乙丙論があったら、三つの論がぴしっと整理されていてしかるべきだと思います。その辺をご配慮いただけて取りまとめていただきたいと思えます。

予定では次回で終了したいということでございます。国会も延びに延びて、来年の1月15日まで国会も開会中ですが、1月15日以降2月15日までの1カ月の間で会議を開きたいということで、皆様のところに日程調整の紙が渡っていると思えます。ぜひご都合のいい日を選んで、事務局のほうにご提出いただければと思います。

よろしゅうございましょうか。ほかに事務局から何か追加すべきことはありますか。

事務局 先ほどお配りした予定表ですが、もし今わかれば出していただきたいと思えます。わからなければ、ファクス番号を書いていないので連絡しますが、042-494-6239 大幢までお願いしたいと思います。

前川（邦）委員 15日から始まっていますけれども、それまでに報告書がまとまるということですか。

事務局 案はつくらなければいけないですね。

事務局 一応（日程を）とるだけで、多分まとまらないと思えます。

前川（邦）委員 だったら、最初のほうはいらぬのではないかと。（笑）

事務局 皆さん方お忙しい人ばかりですので、何度もやるのも恐縮ですから一応広めにとっていますけれども、お願いします。

三浦座長 早めよりも、私どもとしては遅めのほうがいいという本音は出ないのですか。

事務局 お忙しい方ばかりなので、皆さん方の日程を優先させていただきたいと思えます。

三浦座長 そういうことだそうですから、早くてもいいですよ。早く出せば一生懸命になる、ゆっくり出すとだらだらするということです。もう一回ですので、ひとつご協力のほどお願いいたします。

まだありますか。

野中委員 先ほどの報告書のまとめ方の問題ですけれども、いろいろな意見が出ているというお話で、確かにそういうことですが、我々の業界で一致している意見もあれば割れている意見もあるし、原案に対して賛成のところもあれば反対のところもあります。そこら辺の団体名がはっきりわかるようにぜひまとめていただきたいと。

三浦座長 それはそうしなければいけませんね。よろしゅうございますね。

では、ありがとうございました。

事務局 議事録概要や速記録はまた後日お送りしますので、それも至急よろしく願いたしたいと思います。

三浦座長 では、これにて終わります。どうぞ皆様よいお年をお迎えください。

——了——